

太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準

平成25年度、東京消防庁では、外部有識者を交えた太陽光発電設備に係る防火安全対策検討部会を設置し、設備を設置する建物に必要な防火安全対策を取りまとめました。

これを踏まえ、今般、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一に掲げる防火対象物に、太陽光発電設備を設置する場合の指導基準を策定し、平成26年10月1日より運用を開始することとしました。指導基準の概要は、以下のとおりです。

なお、指導基準の細部は、東京消防庁のホームページ（<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>）に掲載しています。

- (1) 消防隊員が活用する施設周囲への設置抑制（図1参照）
屋外階段、非常用の進入口、代替開口部及びその周囲概ね50cmの範囲には、PVモジュール、直流配線等を設置しないこと。
- (2) PVモジュールの屋根への設置方法（図2参照）
大規模に設置する場合、消防活動用通路を全てのPVモジュールとの距離が、24m以内となるよう設置すること。
- (3) 消防法令上の規制場所へのPVモジュールの設置（図3参照）
一定の条件を満足するPVモジュールは、屋上設備の周囲で消防法令上、建築設備等を設置できない規制場所に設置出来る。
- (4) 防火対象物に求める感電防止対策（図4参照）
消防活動における、消防隊員の感電危険を低減するために、表示等を行うこと。

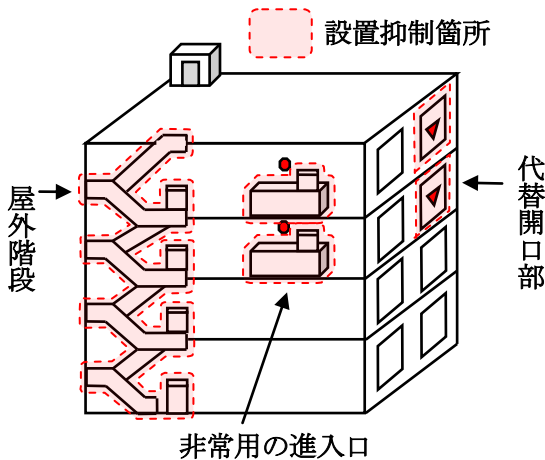


図1 消防隊員が活用する施設周囲への設置抑制

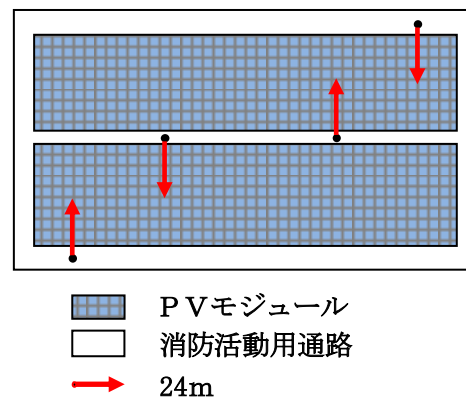


図2 消防活動用通路の設置例（建物屋根上）

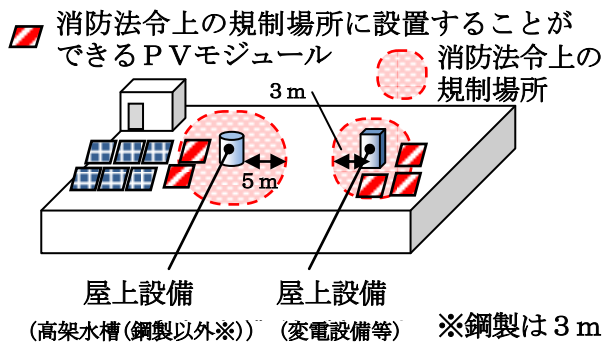


図3 一定の条件を満足するPVモジュールの設置

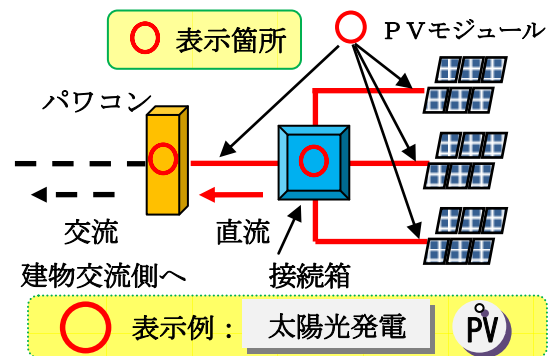


図4 表示が必要な範囲

問合せ先
東京消防庁予防部予防課火気電気係
電話：03-3212-2111（代表）